

覚せい剤原料取扱者指定証

指定番号 第 31-6 号

住 所

福井県福井市下馬 2 丁目 1420 番地

氏 名

平野純薬株式会社

業務所の所在地

金沢市直江西 1 丁目 100 番

業務所の名称

平野純薬株式会社 金沢支店

覚せい剤取締法第 30 条の 2 の規定により覚せい剤原料
取扱者として指定したことを証明する。

令和元年 6 月 17 日

石川県知事 谷 本 正 憲



注意

- 1 指定の有効期間は、指定の日（令和元年 6 月 17 日）から 4 年を経過した日の属する年（令和 5 年 12 月 31 日）までであること。
- 2 指定証は、その業務（研究）を廃止したとき、又は記載事項に変更があったときは、15 日以内に知事に指定証を添えて届け出ること。
- 3 指定証は、その指定が効力を失ったときは、指定が効力を失った日から 15 日以内に知事に指定証を返納すること。